

質問事項に対する回答書

(件名)令和7年度 関越自動車道 湯沢管理事務所管内融雪用燃料購入

番号	日付	資料の種類	ページ	章の番号等	質問事項	回答
1	10月10日	入札公告 (説明書)	4	競争参加資格確認申請書 様式3	<p>競争参加資格確認申請書 様式3「燃料貯蔵所一覧」の【記入上の注意事項】②に、「標準納入時間の欄には、発注を受けてから指定納入場所へ納入する際に通常要する時間を記載すること。」と記載されています。</p> <p>この「発注を受けてから」とは、発注者様からの発注連絡を受けてから納入までの時間を指す、との認識で相違ないでしょうか。</p> <p>当社では、発注連絡をいただいてから概ね3営業日以内での配送を行っております。</p> <p>また、配送拠点からの実際の配送時間は2時間15分から3時間程度です。</p> <p>さらに、仕様書第2章4.「納入方法」に、「土日・祝祭日・年末年始を除く発注者の営業日の朝に、発注者から受注者に残油量をFAX等にて報告する」旨の記載がございますので、発注数量の予測がある程度可能な場合には、1営業日以内での納入にも対応可能な場合もございます。</p>	<p>「発注を受けてから」とは、発注者からの残油報告等を参考に、管理最低容量を下回らないように納入するための対応時間と解釈しております。</p> <p>したがって、「標準納入時間」欄には、発注連絡の有無にかかわらず、配送拠点から24時間以内に指定納入場所へ納入可能であることを証明してください。</p>